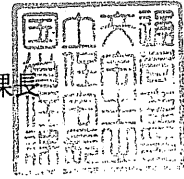


国住生第358号  
平成20年2月29日

各住宅・建築関連団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加について

改正建築基準法の施行等に伴い、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種について、別紙1の通り、追加指定及び指定期間の延長が行われましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴会員企業等に対しても、この旨周知方お願いします。

【セーフティネット保証の概要】

中小企業庁ホームページ [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

【セーフティネット保証に関するお問い合わせ先】

最寄りの信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>